○内閣府告示第百三十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百六十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年四月二十二日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣　細田　博之

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年三月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　山口県及び長門市

三　構造改革特別区域の名称　山口油谷水田放牧（山口型放牧）特区

四　構造改革特別区域の範囲　長門市の区域の一部（長門市油谷向津具上、油谷向津具下、油谷川尻（向津具半島）の地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）及び農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

○内閣府告示第百三十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年六月二十一日内閣府告示第百五十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年四月二十二日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣　細田　博之

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年三月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　菊池市

三　構造改革特別区域の名称　菊池市福祉サービス応援特区

四　構造改革特別区域の範囲　菊池市の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　指

定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

○内閣府告示第百四十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第二百三十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年四月二十二日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣　細田　博之

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年三月二十二日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　菊池市

三　構造改革特別区域の名称　菊池いきいき農業特区

四　構造改革特別区域の範囲　菊池市の区域の一部（旧菊池市）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　農

地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

○内閣府告示第百四十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第二百九十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年四月二十二日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣　細田　博之

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　青森県西津軽郡深浦町

三　構造改革特別区域の名称　白神のふもとどぶろく特区

四　構造改革特別区域の範囲　青森県西津軽郡深浦町の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特

定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

○内閣府告示第百四十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百八十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年四月二十二日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣　細田　博之

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　茨城県

三　構造改革特別区域の名称　いばらき幼児教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ケ崎市、下妻市、水海道市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、鹿嶋市及び潮来市並びに茨城県東茨城郡茨城町、西茨城郡友部町、岩間町及び岩瀬町、行方郡北浦町、稲敷郡美浦村及び阿見町、新治郡八郷町、真壁郡真壁町、結城郡八

千代町、猿島郡総和町、五霞町、三和町及び境町並びに北相馬郡利根町の全域並びに水戸市、日立市、筑西市、坂東市、常陸大宮市、稲敷市及びかすみがうら市並びに茨城県東茨城郡城里町の区域の一部（旧東茨城郡内原町、旧日立市、旧下館市、旧岩井市、旧那珂郡大宮町、旧稲敷郡新利根町、旧新治郡霞ヶ浦町及び旧東茨城郡桂村）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　三歳未満児に係る幼稚園入園事業（八〇六）

○内閣府告示第百四十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百八十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年四月二十二日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣　細田　博之

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　茨城県

三　構造改革特別区域の名称　つくば・東海・日立知的特区

四　構造改革特別区域の範囲　土浦市、つくば市、ひたちなか市及び守谷市並びに茨城県筑波郡伊奈町及び谷和原村、稲敷郡阿見町、那珂郡東海村及び東茨城郡大洗町の全域並びに水戸市、日立市及び那珂市の区域の一部（旧水戸市、旧日立市、旧那珂町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業（二〇二）、土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業（四〇三）、外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）、特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業（五〇五）及び外国人情報処理技術者受入れ促進事業（五〇七）

○内閣府告示第百四十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第二百二十号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年四月二十二日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣　細田　博之

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　松江市

三　構造改革特別区域の名称　就学前教育保育推進特区

四　構造改革特別区域の範囲　松江市の区域の一部（旧松江市の全域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　三

歳未満児に係る幼稚園入園事業（八〇六）

○内閣府告示第百四十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百五十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年四月二十二日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣　細田　博之

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　島根県仁多郡奥出雲町

三　構造改革特別区域の名称　奥出雲来遠（らいおん）の里づくり特区

四　構造改革特別区域の範囲　島根県仁多郡奥出雲町の区域の一部（旧横田町区域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第一に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）、地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）及び農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

○内閣府告示第百四十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第九十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年四月二十二日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣　細田　博之

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　新見市

三　構造改革特別区域の名称　地産で安心、新見の楽しい給食特区

四　構造改革特別区域の範囲　新見市の区域の一部（旧新見市の全域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第百四十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年二月二十八日内閣府告示第十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年四月二十二日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣　細田　博之

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　岡山市

三　構造改革特別区域の名称　岡山市御津教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　岡山市の区域の一部（旧御津町の全域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）、学校設置会社による学校設置事業（八一六）及び校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業（八二〇（八〇一―二））

○内閣府告示第百四十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第二百二十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年四月二十二日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣　細田　博之

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　真庭市

三　構造改革特別区域の名称　市民農園開設支援特区

四　構造改革特別区域の範囲　真庭市の区域の一部（旧勝山町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　地

方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）

○内閣府告示第百四十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百六十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年四月二十二日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣　細田　博之

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　宇佐市

三　構造改革特別区域の名称　「安心の里」農業特区

四　構造改革特別区域の範囲　宇佐市の区域の一部（旧安心院町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）及び農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）